

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている場合は？

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅で療養等をされている方で、一定の要件に該当する場合は、郵便等で投票ができます。（特例郵便等投票）

投票を希望される方は、次のとおりお早めに投票用紙等をご請求ください。



1 投票用紙等の請求先

請求先

鹿部町選挙管理委員会

請求期限

令和4年7月6日（水）17時まで（必着）

お問い合わせ

北海道選挙管理委員会事務局渡島支所（0138）47-9426（平日8：45～17：30）

宿泊療養施設への請求は
7月4日（月）21時まで

2 特例郵便等投票の対象となる方

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
- 検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊療養施設内に収容されている方

+

外出自粛要請等の期間が、請求の時に
令和4年6月23日（木）から
7月10日（日）までの
期間にかかると見込まれる場合

※濃厚接触者の方は特例郵便等投票の対象ではなく、投票所で投票ができます。

投票日に投票できない方は期日前投票・不在者投票を！

- ・投票日当日に仕事、旅行、買い物などで投票できない方は、投票日の前に期日前投票ができます。手続きに印鑑は不要ですので、入場券を持参のうえ、役場内期日前投票所へお越しください。
- ・長期の出張や旅行などにより、滞在先で不在者投票を行う方は、鹿部町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、郵送により投票用紙を受け取り、滞在先の選挙管理委員会で投票を行ってください。
なお、不在者投票の手続きには、多くの日数を要する場合がありますので、十分な日数の余裕をみてください。
- ・病院などに入院されている方は、その施設で不在者投票ができます。
不在者投票を行う場合は、病院長（施設の長）に鹿部町選挙管理委員会への投票用紙の請求をしてもらい、入院先の病院などで投票を行ってください。
(不在者投票のできる病院等はあらかじめ決められていますので、入院先の病院などに確認してください。)

〔期日前投票・不在者投票のできる期間〕

6月23日から7月9日（投票日の前日）まで

- ・投票時間 午前8時30分から午後8時まで ※土日でも投票できます。
- ・場 所 役場庁舎1階会議室

※選挙に関してのお問い合わせは、鹿部町選挙管理委員会へ（TEL：7-2111）